

令和 8 年 6 月 1 日

入札参加業者 様

志摩市 総務部 検査契約課

## 「工事費等内訳書取り扱い要領」の改正について

「工事等内訳書取り扱い要領」を改正し、令和 8 年 6 月 1 日から適用します。

### 記

#### 1 改正理由

令和 8 年 6 月 1 日以降、志摩市発注工事における労務費等を明示した工事費等内訳書の提出についてが開始されることに伴い、志摩市が発注する建設工事の工事費等内訳書の取り扱いを改正。

※ 測量・建設コンサルタント等業務の取り扱いに、変更はありません。

#### 2 主な改正内用

##### (1) 建設工事と測量・建設コンサルタント等業務を別々に記載

- ・工事費等内訳書の取り扱いの変更は建設工事のみであるため、本要領中、建設工事と測量・建設コンサルタント等業務の記載を別々に記載しました。

##### (2) 建設工事の工事費等内訳書の無効等判断基準に規定を追加

- ・建設工事の「2. 工事費等内訳書の記載内容、提出方法及び無効等判断基準」に、次の規定を追加しました。

カ 提出された工事費等内訳書において、労務費、材料費、法定福利費の事業主負担額、建設業退職金共済制度の掛金、安全衛生経費のいずれかの記載すべき項目又は金額が欠けているとき。

※ ただし、令和 9 年 3 月 31 日までに公告する対象工事に限り、暫定的に無効としないこととする。